

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1 市街地編入条件の緩和								
041040	佐賀県島栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州プランディング拠点 創生特区」と ～県境を越えて交通結 節機能を最大化。すべて は九州のために～	都市計画法第13条第1項第2号、都市計 画法施行令第8条第1項第1号	市の中心市街地からは離れているものの、県 境を挟んだ隣接自治体の市街地と接する地域 については、連続性を勘案しつつ地域の実情 に合った市街地形成を図り、県外隣接自治体 の都市計画との連携を図り、層別化した、市 街地編入の条件である「既成市街地に連続し ていること」の規定の適用を免除する。	市街地調整区域における産業団地等の整備は、当該産業団地等の区域につい て、市街化区域への編入(県が決定権者)又は地区計画の決定(市が決定権 者)等により、都市計画法第29条第1項による開免許可を受けて行うことが可能 である。 なお、技術的動向ある都市計画適用指針においては、既成市街地と連続しな い「飛地」を市街化区域を編入する際の面積について、インターチェンジ等の 公共施設と一体となって整備される工事、流通業務等の適地の場合には、都 市施設や宅地等が既正に記載されたことの住区を形成する最低限の規模とし て20haの目安とされている。 今回の提案のよう、市街化区域に編入しようとする区域が、隣接他県 の既成市街地と連続しているとなれる場合には、それが異なる都市計画区 域に属するものであったとしても必ずしも「飛地」扱いしなくてよい場合がある との考え方である。 したがって、まずは、県に市街化区域への編入等について相談するととも に、貴市において地区計画制度の活用を検討されたい。	-	-	-
2 市街化調整区域における開発許可等								
041030	佐賀県島栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州プランディング拠点 創生特区」と ～県境を越えて交通結 節機能を最大化。すべて は九州のために～	①旧都市計画法第34条10号イ(H19.11.30 廃止) ②都市計画法第13条第1項第7号	①企業の進出意欲に対応するため、島栖ジャ ンクション付近の島栖インターチェンジから 隣接する島の区域を新規開拓するための地 域開拓事業の区域の指定を申請するための 申請、市街化調整区域の大規模開発をより迅 速に実現すべく、先に「废止された」基準(都市計 画法第34条第10号イ)を復活適用し、必要な 開発を可能とする。 ②市街化調整区域の大規模開発を用途制限 付きで許可することを認める。	①現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可 権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競 争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為 に関する事項(国家戦略特別区域会議にて区域計画を作成し、当該計画が内 閣総理大臣の認定を受けたときに、国家戦略特別区域法第22条により開発許 可があつたものとみなされる)こととなっている。 ②区域区分は、この市町村の区域を範囲として指定されるうる都市計画区域全体を 対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マ スター)プランに基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等 自然的環境の整備度は保全への配慮等の観点から区域の実情を総合的に 勘案して定められるものである。また、他の都市計画や周辺市町村にも広く影響を 及ぼす複数的な都市計画であるところから、都市計画区域の指定主体である都道 府県が広域的な観点から定めることが適切である。 さらに、区域区分によると街路が編入された場合、道路・公園などの国の 国庫補助金による公共投資の集中化、空きなど箇所が設置する施設への 影響、国の産業政策との調整等が生じるため、国の利害に重大な関係があるこ とから、国土交通大臣の同意を要するものである。	-	-	-
052020	東海地域サンライ ズ推進協議会	MICE施設を核とした 広域的なまちづくり事業	・都市計画法第34条 ・都市計画法第7条 ・都市計画法第19条第3項	①50以上の建築物及び都道府県の条例に開 わらず、各自治体の条例によって開発の許 可を行なう。 ②これまでの県知事決定の大臣同意ではなく 町決定の県知事協議で行なう。 都市計画法19条第3項では、「町村にあつて は都道府県知事の同意を得なければならない」とあるが市と同様に協議に変更する。	①現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可 権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競 争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為 に関する事項(国家戦略特別区域会議にて区域計画を作成し、当該計画が内 閣総理大臣の認定を受けたときに、国家戦略特別区域法第22条により開発許 可があつたものとみなされる)こととなっている。 ②区域区分は、この市町村の区域を範囲として指定されるうる都市計画区域全体を 対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マ スター)プランに基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等 自然的環境の整備度は保全への配慮等の観点から区域の実情を総合的に 勘案して定められるものである。また、他の都市計画や周辺市町村にも広く影響を 及ぼす複数的な都市計画であるところから、都市計画区域の指定主体である都道 府県が広域的な観点から定めることが適切である。 さらに、区域区分によると街路が編入された場合、道路・公園などの国の 国庫補助金による公共投資の集中化、空きなど箇所が設置する施設への 影響、国の産業政策との調整等が生じるため、国の利害に重大な関係があるこ とから、国土交通大臣の同意を要するものである。	-	-	-
3 用途地域のカスタマイズ化								
092010	㈱特区ビジネスコン サルティング	アーバンデザイン特区 ～企画始動時の間違か ら個性豊かなまちづくり へ～	都市計画法第8条第1項	市町村が決定する都市計画における12種類 の用途地域のカスタマイズ化を特例として認め る。	特に用途地区や地区計画制度を活用することにより、用途地域による建築物の 用途規制について、地区の特性や課題に応じた強化又は緩和を行なうことが可能 である。	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
4 道路の占用基準の緩和								
045050	千葉市	幕張新都心から挑戦する未来都市実証特区～多世代・多文化が共生する国際都市～	・道路法第32条 ・道路法第33条	国際競争力の強化やMICEの推進につながる道路空間の活用の取組みについては、現状、国家戦略特別区域法による国家戦略道路占用事業の認定(区域認定)が必要であるため、占用許可に附わる条件について改正を行い全国展開をして欲しい。	道路は一般交通の用に供することを目的とするものであることから、道路の本来機能を妨げないよう、占用の件数にあわてては、道路区域外に物件等を設置できる余地性の要件があるかを確認する必要がある。 無余地性の要件を満たすかどうかについては、経済的因素を含めた諸般の事情を考慮して道路管理者が判断することとなっており、国家戦略特別区域法に基づく道路法の特例の対象となる物件等についても、無余地性の要件の適用が除外されなても設置が可能な場合がある。 また、路上イベントの実施等について、国土交通省では、地域の活性化等の観点から活動を円滑に進められるよう、ガイドライン(「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」(平成17年3月))を策定している。	-	-	-
060010	京都市	京都自転車まちづくり特区	道路法施行令第11条の9	○一定条件の下で、車道での駐輪器具の設置を認めるとする措置 以下の条件をすべて満たす場合においては、車道での駐輪器具の設置を認めるとする措置 ①通学路など自動車のスピード抑制を図る道路であること ②歩道によるシケイン等が困難な生活道路であること ③車止めの設置など衝突時の安全対策を講じること ※シケインとは、スピードを減速させるために設けるS字状のランク	自転車駐輪器具については、一定の幅を必要とするものであり、車道上に設けることとした場合には、自動車交通による影響が大きく、自転車利用者の安全を脅かすおそれもあることなどから、これを禁止している。 なお、対向方策として、自動車交通への影響等を勘案の上、車道や歩道等の使い方を見直す道路空間の再配分等が考えられる。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	今回、特区提案した道路(地域)は旧洛内の通学路等かつゾーン30などスピード抑制の指定がなされている箇所を想定しています。これらの地域の通路は他の車両の通行が制限された歩道のまわりに自転車駐輪場があり、あるところの道路の構造そのものが駐輪場といいつう形ができます。歩道設置が可能な道路については、回答どおり、道路の再配分により、国土交通省が提示している「歩道クラシル」の設置を考えていますが、現実的に対応が困難である細街路について、同様の効果を求める策としても、特区提案は認められないのでしょうか。	お示し頂いた、道路の再配分が困難な幅員の道路において、車道上に自転車駐輪器具を設置することについて検討したが、頂いた案では、自転車駐輪器具に加え、自転車出入庫のための出入りスペースから車道側に設置されることとなり、自動車交通に与える影響が大きいだけでなく、幅員狭小道路における利用者の危険性を払拭できないものと考えられ、交通の安全性を脅かすおそれがあることから、いじることは困難である。
087040	㈱特区ビジネスコンサルティング	エリアマネジメント特区 国家戦略特区と地方創生の加速に向けて	道路法第32条1項	エリアマネジメント組織からの道路占用許可申請に関して、国家戦略特別区域会議に委嘱する特例を設ける。	道路の占用は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすそれが大きいため、道路の構造又は交通に支障を及ぼすそれが小さいため、道路の構造又は交通に支障を及ぼすそれが大きい場合、周辺環境等を的確に把握、管理している道路管理者である必要があります。 なお、国土交通省においては、地域活性化や賑わいの創出等の観点からガイドライン(「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」(平成17年3月))を示しております。また、直轄国道においては、路上イベント等の道路占用許可について、1枚の申請書による複数の露店等の物件の一括申請、占用更新手続の簡素化等の措置を実施している。	-	-	-
6 長大トンネルの通行規制の緩和								
038230	山口県 (「ポートタクシー」に係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 ㈱トクヤマ徳山製作所 東ソー㈱南陽事業所 出光興産㈱山事業所 ㈱トクヤマロジスティクス 長府工産㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	道路法第46条第3項	長大トンネルの通行規制の緩和	水底・長大トンネルについては、その特殊な構造のため、危険物の爆発等の事故が発生した場合には、トンネルの構造に回復不能の損害を与えることはもちろん、交通上も大きな被害が予想されることから、道路法第46条第3項に基づいて道路管理者が通行の禁止や制限の措置を行っているところであり、規制の緩和することは困難である。	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
7 建築基準法上の容積率規制の緩和								
065010	学研ココファンホール ディングス	大都市での都市開発の 際の容積規制緩和	・建築基準法第52条6項他	<p>「高齢者施設等」も共用の廊下及び共用の階段の面積を、各階の面上の廊下へ面積に算入しないことができるようにして頂きたい。</p> <p>「高齢者施設等」の容積率緩和の案文を新たに設けて頂きたい。</p>	<p>「高齢者施設等」については、サービス付き高齢者向け住宅及び保育所を想定しているのですが、「サービス付き高齢者向け住宅」は、建築基準法上、個々の建築物の美術等に応じて、共同住宅や老人ホームなどの用途に該当することとなる場合があります。</p> <p>「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、共同住宅に該当するものについては、法第52条第6項の容積率緩和の対象となる。また、老人ホームに該当する場合は、共用の廊下等を生活の場として利用する可能性もあることから、一旦に容積率不算入とすることは困難である。</p> <p>また、保育所や老人ホームについては、総合設計制度の活用により、特定行政が交通安全上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、市街地の環境の整備改善に資するとして認めて許可したものについては、容積率を割り増すことが可能である。また、保育所や老人ホームの認可等、公的公益施設を整備するプロジェクトについては、都市再生特別地区や再開発等促進地区等の都市計画制度の活用によっても、容積率等を緩和することが可能である。</p>	-	-	-
8 建築基準法に係る建ぺい率の緩和								
039010	石川県輪島市	新交通システムでつなぐ 海の里・生涯活躍のまち づくりプロジェクト	建築基準法第53条	本計画地における建築率を90%に緩和することによって、輪島市中心部で取得可能な敷地の中でも、最大限の面積を確保することが可能となり、輪島市における地方創生の中心となる施設を建設すること出来る。	<p>建築基準法第51条に規定する建築率制限は、通風、採光等の観点から市街地における建築率を目的で規制を行っており、市町村が都市計画において敷地を定めるものである。</p> <p>「指標の既存施設の建築率の緩和」については、市町村の判断で、市街地の将来像等を勘案して用途地域を商業地域に変更し、建築率を80%以上とすることや、用途地域を第二種住居地域等のまま建築率を80%まで指定することも可能である。</p> <p>さらに、地区計画等の条例で壁面線の位置の制限を定めた場合には、特定行政が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可することにより、建築率90%まで緩和することも可能である。</p>	-	-	-
039020	石川県輪島市	新交通システムでつなぐ 海の里・生涯活躍のまち づくりプロジェクト	建築基準法施行令第119条	防火・避難上の一定の対策を講ずることによって、廊下幅に関する規定を免除する。 それによって輪島市に残されている古い住宅をより積極的に利用できること。	<p>建築基準法施行令第119条に規定する廊下の幅は、速やかな避難を実現する上で重要な要素であるため、共同住宅や福祉施設等における居室の床面積の合計が200m²を超える際の廊下の幅は本条の規定の適用を受けることとなっている。</p> <p>なお、以前、一定の耐火性能のある建築物について、煙が降下するよりも先に在住者が安全に避難することが確かめられた場合にあっては、本条の規定を適用除外とすることを可能としていたが、不適建築物についても避難安全性を有するものとして国土交通大臣の認定を受けることで本条の規定を受けないととする見直しを実施した。(施行:平成28年6月1日)</p>	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
039030	石川県輪島市	新交通システムでつなぐ 海の里・生涯活躍のまち づくりプロジェクト	建築基準法第42条	防火・避難上の一対策を講ずることによって、道路境界線は既存のままとしながら、建築物の増改築を出来る様にする。 それによって輪島市に残されている古い住宅をより積極的に利用することができる。	建築基準法第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道(いわゆる2項道路)については、道路中心線から水辺距離2メートルの線を道路境界線とみなすことにより、境界線の内側は第44条の規定による道路内建築限界が適用される。これにより、2項道路内は建築物の建築が制限されている。 ただし、幅員4メートル未満2.7メートル以上の道路を特定行政庁が法第42条第3項の規定による、いわゆる3項道路に指定した場合には、その指定の範囲内で道路の幅員を4メートル未満とすることができる。	-	-	-
10 建築基準法上の用途変更の緩和								
071010	株式会社日建設計	建築基準法における事務所コンバージョンの促進に関する規制緩和	建築基準法	・住宅用途の有効採光面積(居室の床面積の1/7以上)を緩和する。 ・共同住宅等の2方向避難の基準緩和。 ・規制緩和が適用可能なアリーナ(※、特定都市部のアリーナ等を除く)の建築面積や用途地帯指定の枠組みを丁寧に整えつつ、スピーディー感のある規制緩和等を実施する。	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資するものである。また、長期的且つ復的の継続的に利用することができるため、採光のための窓その他の開口部に係る基準を定めているところである。また、共同住宅などの建築物については、就寝を伴う用途であることを踏まえ、避難等に係る安全性について配慮し、火災時における安全性を確保するため、防火・避難の基準を定めているところである。(ただし、建築基準法施行令第120条の直通路部分の歩行距離の規定については、避難安全基準により安全性が確認された場合にあっては適用除外とすることが可能である)。 したがって、建築基準法は最低の基準を定めるものであることから、特定エリアを限定し、上記の規制について緩和することはできない。 なお、既存ストックの活用は重要な政策課題であると考えており、それらが円滑に図られるよう継続的に検討を進めてまいり。	-	-	-
076020	株式会社Machiya	熊本県熊本市中央区新町・吉町を経済特区とする件	建築基準法第3条	文化財保護法には該当しないが、地域をあげて建物の保存活動を行っている建物も、条例により認可を受けた上で適用除外と出来ないでしょうか。文化財保護法に該当しない理由としては、該当しないから、どうと不要産鑑定評価書上評価値が低く、かかれる高さの高い建物として評価されてしまい、個人が所有する財産としては、流動性が低く所有者の魅力が少なくなってしまうかもしれません。 また、建物も連棟式で建築されているものもあり、一部を居住スペースとして使っていることから、流動性を落とすことは保存活動を暗礁に乗り上げさせてしまう可能性があります。	建築基準法第3条第1項第3号で定めるところにより、市町村等の条例により現状基準の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては、建築基準法の規定を適用除外とすることができる。 条例の制定については、自治体にご相談ください。	-	-	-
039040	石川県輪島市	新交通システムでつなぐ 海の里・生涯活躍のまち づくりプロジェクト	建築基準法施行令第114条第2項	防火・避難上の一対策を講ずることによって、防火上主要な間仕切壁の設置を免除する。 それによって輪島市に残されている古い住宅をより積極的に利用することができる。	ご提案の内容については、建築基準法施行令第114条第2項の改正(平成29年4月1日施行、平成30年1月1日施行)及び新規の新交通システム規制令(平成28年9月22日公布・施行)を行い、建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設置等)に、間仕切壁の避難が極めて容易な構造とする場合に、福祉関係施設における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とできるよう規制の合理化を行ったところである。	-	-	-
11 建築基準法に係る指定建築材料の拡大								
033020	個人	自在な農林振興の柱と 梁	建築基準法第37条第1号	日本農林規格の集成材にあたらない「集成材」を、指定建築材料に用いることを認めてほしい。	建築基準法第37条では、建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要として建築基準法施行令第144条の3に定められている部分に使用する材料で、平成12年建設省告示第1446号に規定された材料は、日本工業規格又は日本農林規格に適合するか、又は同告示に定める品質に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けなければならないと定めている。 ご提案いたしました「集成材」は、同告示第111号に掲げる「木質複合軸材料」に該当すると考えられ、国土交通大臣の認定を取得できれば、建築物に使用することができる。 詳細については、直接ご相談ください。	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
12 生産緑地地区に係る面積要件等の緩和									
018010	兵庫県	生産緑地地区に係る面積要件等の緩和	生産緑地法第3条第1項第2号	面積要件を300m ² 以上とすること。	生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、それに基づく建設規制の制限を設けて保全を行なう上、農地の持つ緑地等としての機能を発揮させる一定の規模以上とする必要があるところ、都市計画上の緑地等として評価される最低限度として500m ² と設定している。また、生産緑地地区に係る面積要件の緩和を行う場合、農業と他の収穫地等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づいて緩和が実現できる農地や、農地所有者の意願に応じて、複数の農地への評価がまとまっている。都市農業を安定的に継続していくために、現行の面積要件を緩和する必要性が高い。一団地300m ² の面積があれば、農業生産や農業体験の場として、また緑地空間としての機能を發揮できると考えられるため、都市農地の適正保全と有効活用を目指す都市農業振興基本法や同振興基本計画の理念を踏まえ、面積要件の緩和をお願いしたい。	右提案者の意見及び都市農業振興基本計画において「現行制度上、生産緑地地区に係る面積要件の緩和を行う場合、農業と他の収穫地等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づいて緩和が実現できる農地や、農地所有者の意願に応じて、複数の農地への評価がまとまっている。都市農業を安定的に継続していくために、現行の面積要件を緩和する必要性が高い。一団地300m ² の面積があれば、農業生産や農業体験の場として、また緑地空間としての機能を発揮できると考えられるため、都市農地の適正保全と有効活用を目指す都市農業振興基本法や同振興基本計画の理念を踏まえ、面積要件の緩和をお願いしたい。	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500m ² と設定している。また、生産緑地地区に係りては、農業と他の収穫地等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づいて緩和が実現できる農地や、農地所有者の意願に応じて、複数の農地への評価がまとまっている。都市農業を安定的に継続していくために、現行の面積要件を緩和する必要性が高い。一団地300m ² の面積があれば、農業生産や農業体験の場として、また緑地空間としての機能を発揮できると考えられるため、都市農地の適正保全と有効活用を目指す都市農業振興基本法や同振興基本計画の理念を踏まえ、面積要件の緩和をお願いしたい。		
13 女性創業支援会社の起業者への業務委託時に求められる各種免許・許可等の不要措置									
038150	山口県 (ロボットタクシーに 係る追加共同提案 者) 周防大島町 ロボットタクシー(後) (以下水素関連の提 案に係る共同提案 者) 周南市 ㈱トウヤマ鶴山製造 所 東ソーリー㈱南陽事業所 出光産業㈱德山事業 所 ㈱トキヤマロジスティ クス 長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区	宅地建物取引業法第3条	イニシエーション支援という設立趣旨から、実質的な事業執行主体である運営者が免許や許可等を取得すれば足りるというみなぎ規定の適用	宅地建物取引業法においては、宅地苦しくは建物の売却苦しくは買得の代理苦しくは媒介する行為で業として行う者に対して、免許を受けることを求めている。本件の創業支援会社については、免許者と顧客が締結する契約への介入、具体的な物件の売却等の指示等、実際に宅地建物取引業を営んでいるというような事情が無い限り、現行制度においても特段免許は不要であると考えられる。	-	-	-	
14 不動産鑑定へのリノベーション価値の反映									
076050	株式会社Machiya	熊本県熊本市中央区新町・古町を経済活性化する件	不動産鑑定評価基準 各論 1'-2 建物およびその敷地 1'-3 建物	不動産鑑定評価における「既存戸建住宅の評価に関する留意点」により、リノベーションによる再評価等の評価に関しては示されているものの、業界への浸透が低い状況であるため、当該留意点について、通知や基準へ盛り込むなど、明文化を行う。	不動産鑑定評価基準は、不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たっての統一的基準であり、実際の売買等を規制するものではないため、「S」の事業の実施を不可又は困難とさせている規制等に該当するものではない。 また、既に、「不動産鑑定評価基準運用上の留意事項」(平成26年5月1日一部改正)において、再評価原価等を求める際に、建物の増改築・修繕・模様替等を適切に反映する必要がある旨、明文化している。 かつ、これを補足するものとして、「既存戸建住宅の評価に関する留意点」とりまとめ、謹長通知として、平成27年7月30日付けで発出しているところである。	-	-	-	
15 サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和									
013010	兵庫県	サービス付き高齢者向 け住宅の要件緩和(空き 家の有効活用)	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居 住の安定確保に関する法律施行規則第11 条第1項	常駐場所の距離要件を車で約10分程度まで 緩和すること。	○ サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所における「近接する施設」の範囲については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項」が施行され、「近接する施設」は、「平成27年5月31日現在の郵便番号（郵便局名）」における「航行距離で概ね500m以内に存在する建物とする旨」が通知したことであるが、当該通知は、地方自治法に基づく技術的助言であり、近接する土地の具体的な解釈は登録権者の判断に委ねられている。 ○ また、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を緩和することは緩和することも可能である。 ○ このため、本提案内容を各地方自治体の判断で認めることが既存の枠組みの中で可能である。	-	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
16 道の駅設置者についての要件緩和									
-	愛媛県 今治市	民間主導の「道の駅」	「道の駅」登録・案内要綱 「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針	「道の駅」設置者となり得る公的な団体の範囲を民間事業者に拡大	「道の駅」について、良質なサービスの提供とこれによる地域の活性化を一層推進するため、市町村と民間事業者との協定の締結を前提に、これまで市町村や公的主体（都道府県、公益法人等）に限られていた設置主体について、民間への拡大を進めることの検討を行い、早期に所要の措置を講ずることとしている。	-	-	-	
17 トンネル等の点検要件の緩和									
-	愛媛県 今治市	ドローンによる橋梁保守点検	道路法施行規則第四条の五の五	近接目視点検が困難な箇所で、ドローンを活用した点検	道路構造物の安全性を確保するためには必要な知識及び技能を有する者による定期的な点検が必要であり、そのための方法として五年に一度の近接目視を定めている。 現時点では、近接目視による点検の代替が可能なドローンの開発については承知していないが、点検を効率的に行うため、補完的にドローンを活用することは道路管理者の判断で実施可能である。	-	-	-	
18 自家用有償旅客運送の登録要件の緩和									
020010	兵庫県	自家用有償旅客運送の登録要件の緩和	道路運送法第79条の4第1項第5号	市町村もしくは市町村が認める団体が、中学校区内で実施する自家用有償旅客運送については、地域公共交通会議等の合意があつたものとみなすこと。	自家用有償旅客運送は、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保について、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、自家用有償旅客運送により輸送を行う必要性があることを合意した場合において例外的に実施できるものである。 市町村等が主導する運営協議会等において、地域におけるバス・タクシーによる輸送状況等を関係者間で確認した上で自家用有償旅客運送の実施の必要性について合意を得る必要がある。 地方運輸局等において、必要な合意が得られるように適切な助言を行ってまいりたい。	右提案者からの意見を踏まえ回答されたい。	全ての自家用有償旅客運送の実施にあたって、運営協議会における合意を不要とすることを求めるものではなく、既存のバス事業者やタクシー事業者への影響が極めて少ないと考えられる、限られたエリアでの自家用有償旅客運送の実施に限って、緩和を求めるものである。 また、自家用有償旅客運送が必要であることについては、市町村が必要と認めたことで運営協議会の合意と同等の効果があると考える。 そのため、自家用有償旅客運送の登録要件の緩和について、再検討を要請する。	自家用有償旅客運送は、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することができる場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保について、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、自家用有償旅客運送により輸送を行う必要性があることを合意した場合において例外的に実施できるものである。 また、持続可能な地域交通ネットワークを構築・形成するためには、その地域における、既存の公共交通機関を含めた輸送機関の役割分担を明確化することが重要であり、そのためには地域の関係者が構成員となっている運営協議会等において協議しなされ、合意されることが必要である。 このため、地方運輸局等において、必要な合意が得られるよう適切な助言を行ってまいりたい。 なお、限りれた範囲での旅客運送であれば、運営協議会等での関係者による合意は比較的容易であると考えられる。	
19 タクシー空白地域における自家用自動車ライドシェアの導入									
091010	㈱特区ビジネスコンサルティング	観光客向け自家用車ライドシェアの導入	道路運送法「第五章 自家用自動車の使用」	タクシー空白地域における外国人相手の有償運送の特例措置を認める。	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、旅客を運送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、原則、旅客自動車運送事業（バス・タクシー等）の許可を取得する必要がある。 バス、タクシーのみによっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送の確保が困難であると認められる場合に、これを補完するための運送であって、運営協議会等の合意を得た場合は、公共の福祉を確保する観点から、例外的に自家用自動車によら有償運送を認める自家用有償旅客運送制度が設けられる。 一方、80回回答において成立した国家戦略特区法の一部を改正する法律において、道路運送法の特例規定を設け、安全の確保、利用者の保護等を十分に図りつつ、訪日外国人を含む観光客の移動手段として自家用車の活用を図ることとしている。	-	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
101060	㈱特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと人材活性化」で地域をパワーアップ	道路運送法「第五章 自家用自動車の使用」	道路運送法における第5章自家用車使用に関するタクシー空白地域における親光客相手の有償運送の特例措置を認める。	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、旅客を運送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、原則、旅各自用車運送事業(バス、タクシー等)の許可を取得する必要がある。 バス、タクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供されず、地域の交通や移動需要のある場合においては、運送事業者の合意を得た場合は、公共交通の福祉を確保するための運送であって、運営協定等の合意を得た場合は、公共交通の福祉を確保する観点から、例外的に自家用自動車による有償運送を認めること家用有償旅客運送制度が存在している。 一方、第190回国会において成立した国家戦略特区法の一部を改正する法律において、道路運送法の特例規定を設け、安全の確保、利用者の保護等を十分に図りつつ、訪日外国人を含む親光客の移動手段として自家用車の活用を図ることとしている。	-	-	-
21 宿泊施設所有のバス等による送迎運行の事業許可不要化								
078040	秋田県大潟村	(仮)創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	道路運送法4条	公共交通網が乏しいことから、民間保有車両を活用し、親光客を呼び込むため運行させる。	宿泊施設のバスを利用し、村内に周遊する輸送については、旅客などから運送の対価を收受している場合には道路運送法の許可を取得するか、あるいは自家用有償旅客運送の登録を受けらるる必要がある。 一方で、旅客などから運送の対価を收受しないと認められるような場合には、送迎の一環としての親光客の周遊親光について、道路運送法上の旅客自動車運送事業の許可を要しない、いすれにせよ、実態を見極めた上で許可の必要性の有無が判断されるものであるため、運輸支局等に相談されたい。 なお、第190回国会において成立した国家戦略特区法の一部を改正する法律において、道路運送法の特例規定を設け、安全の確保、利用者の保護等を十分に図りつつ、訪日外国人を含む親光客の移動手段として自家用車の活用を図ることとしている。	-	-	-
22 貨客混載の実現								
038030	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 ㈱トキヤマ徳山製造所 東ソーリー㈱南陽事業所 出光興産㈱徳山事業所 ㈱トキヤマロジスティクス 長府工産㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出構築 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	道路運送法第82条	無人走行のロボットタクシーが実用化された際に日用品等の生活物資を配送できるよう、道路運送法の特例、緩和により、一般乗用旅客自動車の貨物運送を可能にする。 また、貨物運送の方法として、現行、一般乗合旅客自動車では、旅客の運送に付随した少量の貨物運送が認められているが、旅客の運送に付随しない場合も可能となることで、貨物の「大きさ、容量について、動便物や新聞等に限らず、日用品等より大量的貨物運送を可能にする。 なお、ロボットタクシーについて、安全面においては、緊急時にドライバーが対応を行な実証実験で十分な安全性が確認された後に、①乗客が操作可能な緊急停止ボタンを設置することと②緊急時に対応できるよう遠隔操作機能を設置することを事業者に義務付けて運用を行う。	政府としては、2020年に高速道路での自動運転等が可能となるよう、制度やインフラを整備するとしており、そしたらスケジュールをふまえた上で、道路運送法等におけるロボットタクシーの取扱と併せて検討してまいりたい。	-	-	-
067090	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服 【~移住者とくる元気な地域~】	・中山間地域等において、宅配業者が人を有償で運ぶことを可能とする。また、バス、タクシー等が少量の郵便物、新聞等に限らず、より大量にモノを運ぶことを可能とする。 ・道路運送法第82条第1項 ・道路運送法第83条	既存の旅客自動車運送事業者の営業の行き届かない過疎地域等において、輸送手段の確保というやむを得ない事由のため行われるものであること、輸送の安全及び利用者の利益の保護に関する体制が整備されていること等を要件とした上で、貨物自動車運送事業の用に供する車両を使用して、有償で旅客の運送を一定期間、試行的に実施することを認めることが、具体的なニーズを踏まえて検討を行い、所要の措置を講ずる。 その地域のニーズに応えるため、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(平成28年3月31日自動車局長通達)を発出し、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が無い等一定の条件を満たした場合には、自家用有償旅客運送者が郵便物、新聞等に限らない少量の貨物を有償で運送できることとした。	-	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
25 自動車の装置に係る保安基準の緩和							
045032	千葉市	幕張新都心から接続する千葉都市圏実験特区～多世代・多文化が共生する国際都市～	道路交通法施行規則第1条	無人での原動機利用を可能とする。 ・速度を時速10kmまで緩和する。	御提案の「バーソナルモビリティ」(いわゆる「搭乗型移動支援ロボット」)に当するものと見られるが、「搭乗型移動支援ロボット」については、道路運送許可に関する規制により、自動車運転者又は普通自動車歩道通行可の交通規制を行っており、操縦者が当該ロボットに乗車している形態での実証実験(最高速度は時速10km)が可能である。 なお、操縦者が当該ロボットに乗車しない形態の実証実験については、一般的には、子供や高齢者などを歩道等を通ずる者や想定外に車道に出た場合に自動車等に与える危険性の大ささ等に加えて、運転者の存在を前提としている道路交通法第38条(昭和39年条例第17号、いわゆる「ジユネーブ条約」)に照らし、認めることはできない。 ただし、保安基準に適合(緩和の認定を含む。)する当該ロボットの直近に運転者となる操縦者を配置して、当該操縦者が周囲の状況を直視し、必要な場合に運転者となる操縦者による直接操作で停止させ得る形で行うものであれば、実施可能な条件(道路使用許可の基準等)について検討可能であるので、具体的な実験の実施要領を明らかにして相談されたし。	右提案者からの意見を見踏え回答されたい。	・道路交通法に規定する「歩行補助車等」とは、高齢者等が用いる乳母車様の車で高齢者等の歩行を補助する機能を有するものである。 貴重な提案は、「乗車しての使用を前提としているが、歩行補助車等は「歩行」という動作を補助するものであり、乗車して使用されるものはこれに含まれず、事実誤認がある。 判断基準の観点においては、乗車しての使用が規定されている市町提案の「バーソナルモビリティ」(搭乗型移動支援ロボット)については、道路使用許可を受けることにより、「搭乗型移動支援ロボット」は普通自動車歩道通行可の交通規制が行われている歩道において、操縦者が当該ロボットに乗車している形態での実証実験(最高速度は時速10km)が可能である。 ・市町提案は道路交通法施行規則第1条に定める「原動機を用いる歩行補助車」の規制緩和を含むもの、運転免許を持つない高齢者や障害者、外国人も乗車でき、自律・無人自動走行によるユーバーサル社会の実現を目指す。 ・本市提案は道路交通法施行規則第1条に定める「原動機を用いる歩行補助車」の規制緩和を行ったもの、運転免許を持つない高齢者や障害者、外国人も乗車でき、自律・無人自動走行によるユーバーサル社会の実現を目指す。 ・本市提案は、原動機を用いる歩行補助車(以下「自動車等」という。)に区分される。公道で自動車等の運転を行つたには、公安委員会の運転免許(以下「免許」といふ。)で対応可能な、周囲の状況に応じて適正速度となる自律制御の安全運転を行つた。 ・歩行補助車から離れる場合は原動機を停止しなければならない。 ・歩行補助車から離れた後に自動的にシミュレーションポイントに戻ることができないと課題がある。無人自動走行による実証実験、また、最高速度10kmまで対応可能な、周囲の状況に応じて適正速度となる自律制御の安全運転を行つた。
062030	つくば市 つくばモビリティロボット実証実験推進協議会	つくばモビリティロボット実証実験推進特区	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて(警察庁丁交發第104号、T規発第38号(平成27年1月2日))[「～に係る「搭乗型移動支援ロボット」の公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準」のうち、「審査基準(6)に係る基準」]	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて(平成27年7月2日)】の「基準」に規定される取扱いを係る取扱いを規定するとして、「～に係る「搭乗型移動支援ロボット」の公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いについて(平成18年1月23日の許可対象行為とする。)、或いは、乗り型乗せ型移動支援ロボットの無人・自動走行に係る新たに許可基準を定めること。	操縦者が搭乗型移動支援ロボットに乗車しない形態の実証実験については、一般的には、子供や高齢者を含む歩道等を通ずる者や想定外に車道に出た場合に自動車等に与える危険性の大ささ等に加えて、運転者の存在を前提としている道路交通法第38条(昭和39年条例第17号、いわゆる「ジユネーブ条約」)に照らし認めることはできない。 ただし、御提案の実験内容が、保安基準に適合(緩和の認定を含む。)する当該ロボットの直近に運転者となる操縦者を配置して、当該操縦者が周囲の状況を直視し、必要な場合には当該ロボットを直接停止させ得る形で行うものであれば、実施可能な条件(道路使用許可の基準等)について検討可能であるので、実験の実施要領を明らかにして相談されたし。	右提案者の考査取組について、実施可能かどうか明示されたい。	貴市再提案の別紙における実験内容のうち、フェーズ1については保安基準に適合(緩和の認定を含む。)する当該ロボットの直近に運転者となる操縦者を配置して、当該操縦者が周囲の状況を直接に監視し、必要な場合には当該ロボットを直接停止させ得る形で行うものであれば、実施可能な条件(道路使用許可の基準等)がある形態もあると考えられるので、実験内容の詳細につき個別に警察庁及び国土交通省に相談されたし。 なお、別紙のフェーズ2以降については、前回答とのおりである。
062040	つくば市 つくばモビリティロボット実証実験推進協議会	つくばモビリティロボット実証実験推進特区	道路交通法第70条(安全運転の義務)	乗り型乗せ型移動支援ロボットの無人・自動走行実験を行う際は、道路交通法第70条に適合しているもののみなすこと。	操縦者が搭乗型移動支援ロボットに乗車しない形態の実証実験については、一般的には、子供や高齢者を含む歩道等を通ずる者や想定外に車道に出た場合に自動車等に与える危険性の大ささ等に加えて、運転者の存在を前提としている道路交通法第38条(昭和39年条例第17号、いわゆる「ジユネーブ条約」)に照らし認めることはできない。 ただし、御提案の実験内容が、保安基準に適合(緩和の認定を含む。)する当該ロボットの直近に運転者となる操縦者を配置して、当該操縦者が周囲の状況を直視し、必要な場合には当該ロボットを直接停止させ得る形で行うものであれば、実施可能な条件(道路使用許可の基準等)について検討可能であるので、実験の実施要領を明らかにして相談されたし。	右提案者の考査取組について、実施可能かどうか明示されたい。	貴市再提案の別紙における実験内容のうち、フェーズ1については保安基準に適合(緩和の認定を含む。)する当該ロボットの直近に運転者となる操縦者を配置して、当該操縦者が周囲の状況を直接に監視し、必要な場合には当該ロボットを直接停止させ得る形で行うものであれば、実施可能な条件(道路使用許可の基準等)がある形態もあると考えられるので、実験内容の詳細につき個別に警察庁及び国土交通省に相談されたし。 なお、別紙のフェーズ2以降については、前回答とのおりである。

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
062050	つくば市 つくばモビリティロ ボット実証実験推進 協議会	つくばモビリティロボット 特区	道路交通法第71条第5号（運転者の遵守事項）	座乗型乗用車移動支援ロボットの無人・自動走行実験を行う際は、道路交通法第71条第5号の適用を除外すること。	操縦者が搭乗型移動支援ロボットに乗車しない形態の実証実験については、一般的に、子供や高齢者を含む歩道等を通行する者や想定外に車道に出た場合に自動車等による危険の大きさ等に加えて、運転者の存在を前提としている道路交通法第71条第5号（昭和39年条例第17号、いわゆるジュニーフル）の適用を除外すること。	右提案者の考る取組について、実施可能かどうか明示されたい。	操縦者が搭乗型移動支援ロボットに乗車しない形態の実証実験について、一般的には「ジュニーフル」に照らし認められないとの御見解について下記した。 一方、高齢化等の社会的課題の解決に向けて、認知機能や運動機能が低下した高齢者の移動や子育て世代の荷物等の搬送を支援するツールとして、完全自動走行も視野に入れた搭乗型移動支援ロボットの社会実装（将来的なエヴァリング）実験による無人搬送等は有効である。 そこで、つくばモビリティロボット実験特区の運用ノウハウを活用し、安全性に留意しつつ、別紙の実験に取り組みたいので、実施可能な条件についてご検討いただきたい。	貴市再提案の別紙における実験内容のうち、フェーズ1については保安基準に適合（緩和の認定を含む。）する当該ロボットの直近に運転者となる操縦者を配置して、当該操縦者が周囲の状況を直接に監視し、必要な場合には当該ロボットを直接停止させ得る形で行うものであれば、実施可能な条件（道路使用許可の基準等）がある形態もあると考えられるので、実験内容の詳細につき個別に警察庁及び国土交通省に相談されたい。 なお、別紙のフェーズ2以降については、前回答とのおりである。
038040	山口県 （ロボットタクシーに 係る追加共同提案 者） 周防大島町 ロボットタクシー（株） (以下水素燃料の提 案に係る共同提案 者) 周南市 ㈱トキヤマ徳山製 造所 東一津南陽事業所 出光興産徳山事業 所 ㈱トキヤマロジスティ クス 長府工芸㈱	地域資源を活用した新 たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、 雇用創出、新たなエネル ギー活用」のための総 合改革拠点	道路運送車両法第41条	道路運送車両法の特例、緩和により、「ハンドルなし・アクセルなし」の車両による公道での実証実験及び利用が可能である。 実証実験においては、緊急制御ライバーが対応を行なう実証実験で十分な安全性が確認された後は、①乗客が操作可能な緊急停止ボタンを設置すること②緊急制御対応できるよう遠隔操作機能を設置することを事業者に義務付けて運用を行う。	自動運転技術は、交通の安全を確保・増進し、事故の削減に資する技術と考えている。 このため、ご提案の内容については、運転者の責任により、「ハンドルなし・アクセルなし」の車両でも、一般的な車両と同様の安全が確保されるべきとの原則のもと、道路運送車両の保安基準（運輸省令第67号）第56条の基本規制制度の枠組みを踏まえ、使用上の条件を付した上で、実証実験を可能とすることとする。 なお、緩和にあたっての具体的な条件については、国土交通省に相談されたい。	-	-	-
26 特定旅客自動車運送事業における要件の緩和								
046010	医療法人 明正会	健康長寿の大地の恵み 温泉・食と医療の融合国 際拠点	医療法第42条6号、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付け医政発第0330053号)の別表。	医療法人の附帯業務の新しい業務として、本提案のような健診医療施設での特定旅客運送事業を認める。 特定旅客運送事業での特定旅客の適用範囲の拡大(健診・治療目的で訪れる外国人など、およびその家族)、特定の場所(空港や病院、宿泊施設など)以外の場所へのフレキシブルな移送(周辺観光地への訪問、寄り道など)を可能とする内容への変更。	宿泊業、飲食業、運送業などの収益業務については、社会医療法人(救急医療や、全国各地に拠点を有する社会医療等保健事業を営む)もしくは、公的の運営が確保されている医療法人を都道府県知事が認定するもの)については、その利益を病院等の経営に充てることを目的として実施可能としているが、一般的の医療法人については、非営利性の確保等の観点から実施することはできない。 他方、附随業務として、患者サポーティーの一環としてバス等を使い、無償で患者等の送迎を行うことは可能であり、個別具体的な事情に応じて総合的に判断されるものと考えているところ、監督官庁である鹿児島県庁及び最寄りの運輸支局にて、対応して実施してもらうこととする。 なお、附帯業務として実施できる介護保険サービス及び障害福祉サービスの提供に連絡して、又は一体としてなされる有償運送行為であって道路運送法(昭和26年法律第183号)に定める必要な許可を受けたものについては附帯業務として認められている。	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
27 ドローンの飛行方法等に係る許可等の緩和								
026010	北日本スカイテック株式会社 株式会社サンクリン太陽園 ヤマハ発動機株式会社	ロボットを活用した農作物効率化実証プロジェクト	航空法第132条の2	長期(1年以上)に渡り、農業効率化に関する実証実験を実施するため、以下の緩和措置を求める。 ・利用目的別での無人航空機の夜間飛行の緩和措置 ・自動運転飛行の実証実験を行う場合に限り、目視範囲外の飛行緩和措置	夜間・目視外での飛行については、地上の人や物件等の安全が損なわれるおそれがあることから、国土交通大臣の承認を求めており、要望には言及がないものの、農業散布の場合には危険物輸送(農薬等の種類による)及び物品投下にあたるため、そちらについても国土交通大臣の承認が必要となる。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、承認を出した場合には、1年の期間を限度として実証実験を行うことは可能である。また、国土交通大臣の承認を受けるとしても、機体や操縦者等の条件が変わらないのであれば、節添付書類の省略を可能にする等、簡便に行うことができるよう柔軟な運用をすることとしている。	-	-	-
043090	徳島県	誰もが輝く!「とくしま総電躍特区!」～徳島から「一億総活躍社会」を実現!～	電波法第4条・第10条・第38条の6・第38条の33・第39条・第39条の13 電波法施行令第3条、電波法施行令規則第6条・第33条 航空法第132条の2 道路交通法第77条	特区内のUAV使用については、事前に使用者と使用機材を申請・登録し、必要な設備(検査)を行つてから、飛行場に許可する。 電波法施行令第3条、電波法施行令規則第6条・第33条 航空法第132条の2 道路交通法第77条	ご指摘の通り、飛行の日時、飛行の経路、飛行の方法(目視外・夜間・物件投下等)などに要望が生じた場合に、地上の人や物件等の安全が損なわれるおそれがあることから、改めて申請(以下「変更申請」といいます)して頂く必要があります。 一方で、変更申請にあたっては、一部の書類の提出を省略することを認めることで、申請の事務負担・申請的負担を最小限にしております。なお、従前より申し上げておりますように、一年間を上限に無人航空機を飛行できる可能性のある日時、経路、飛行方法などを一起して申請することもでき、柔軟な運用が可能となるよう措置しているところです。	地域課題解決に向けた小型無人機の実証実験を進める際、包括的申請・承認を受けた場合でも、その基準によっては、実施区域や時間帯、飛行形態の変更など、当初申請と異なってくるケースが考えられるところです。その場合は改めて変更内容についての申請を行なうことを求めています。ただし、実証実験に伴う新たな実証実験の実施に支障があると見られる場合は、特区ははじめ積極的に小型無人機の実証実験を行う自治体においては、より柔軟な運用が図られるよう御配慮いただきたいと考えます。	右提案者からの意見を踏まえ回答されたい。	
045010	千葉市	暮稲新都心から挑戦する未来都市実験特区～多世代・多文化が共生する国際都市～	改正航空法第132条 改正航空法第132条の2	本市では概ね5年間実証実験等を検討しているため、132条及び132条の2の許可等の期間を一定期間(概ね5年間)に緩和する。	許可・承認の期間については、周囲の状況等の変化があった場合に、それに応じて飛行の安全性が確保されているか定期的に確認する必要があるため、1年を限度としているところ、しかしながら、許可・承認の更新については、機体や操縦者の条件が変わらないのであれば、一括付書類の省略を可能にする等、簡便に行うことができるよう柔軟な運用をすることとしている。	-	-	-
061030	(非公表)	(非公表)	航空法第九十九条の二 航空法施行規則第二百九条の四	予め決められた航空路についてはノータム(運行情報)の提出及び許可の取得を不要とする。	平成27年12月10日に改正航空法が施行され、無人航空機を飛行させる空域及び飛行方法等を定める制度が導入されたところ(詳細は http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html を参照されたい)。ご要望の事業については、改正航空法において、150m以上を飛行させる許可が必要となる場合にあっては、人口集中地圏内空飛行の許可と目視外飛行の承認も必要となります。150m以下を飛行する場合は空域別に空飛行の安全規制及び保安措置があるためである。しかしながら、国土交通大臣が許可して許可した場合には、要望の事業は実施可能であり(150m以上を飛行させない場合はこの限りでない)、継続的に無人航空機を飛行させる場合には、1年を限度として許可することとしている。 なお、具体的な計画が明確でないため一概には言えないが、一定の期間以上の計画が確認された場合には、従前より、ノータムではなく航空路誌補足版で航空情報を発行することもできるようになっているため、都度のノータム提出は不要であり、無人航空機の飛行にに関しては、同様の扱いとなる。	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
078020	秋田県大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう 新たな農業創生特区	電波法27条18、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則2条(特定無線設備) 民法207条 航空法21条、航空法施行規則174条1号イ	デジタル簡易無線局(登録局)の出力を最大5Wより大きくなる(全村体を1～2局でカバーできるようにする。) 基本圃場・副圃場と場所が分かれているほか、共同利用等で隣接圃場への移動や、公道(農道)を渡つて飛行が必要であるため、届け出のみで飛行ができるようにする。	【航空法】平成27年12月10日に改正航空法が施行され、無人航空機を飛行させる空域及び飛行方法を定める制度が導入されたところ(詳細は、 http://www.mlit.go.jp/koku/ku_koku_tk10_000003.html を参照されたい)。 改正航空法第132条において許可が必要となるのは、人口集中地帯や地上150m上空等の空域を飛行する場合であるため、上記空域に該当していない限り、公道や圃場を使っての飛行については、航空法上の許可の手続は必要ない。なお、無人航空機を用いた農薬散布は改正航空法第132条の第5号の物件投下に該当し、地上の人及び物件の安全を損なうおそれがあるため、国土交通大臣の承認を得る必要がある。この際、継続的に無人航空機を飛行させる場合についてでは、1年を限度として承認することとしている。	-	-	-
-	愛媛県 今治市	ドローンによる橋梁保守点検	無線設備規則第49条の20 航空法第132条 航空法施行規則第236条、第236条の3	・電波障害・混線等の生じない範囲で送信出力を増大 ・航空機等の飛行に支障がある範囲とされている高度規制の緩和	150m以上を飛行せる場合には航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるため、国土交通大臣の許可をすることとしているところ、しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合には、ご要望の事業を行なうことは可能である。なお、継続的に無人航空機を飛行せる場合については、最長1年を限度で許可を行うこととしていることから、都度申請は不要である。	-	-	-
28 無人航空機の飛行に係る交通ルールの整備								
067100	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服 【～移住者とつくる元気な地域～】	・電波法 ・航空法	航空法や電波法など、安全な無人飛行を実現するための措置を講ずる。	平成27年12月10日に改正航空法が施行され、無人航空機を飛行させる空域、飛行方法等を定める制度が導入されたところ(詳細は、 http://www.mlit.go.jp/koku/ku_koku_tk10_000003.html を参照されたい)。	-	-	-
29 屋上ヘリポートの設置許可要件の緩和								
070010	株式会社日建設計	建物の屋上ヘリポートの有効活用に関する規制緩和	航空法39条2項	国家戦略特区対象建物から国際空港へのアクセス・運行を想定するヘリポートについては、短期間で許可がなされるよう、航空法39条2項に基づく公聴会の手続を簡素化する。	公聴会は、騒音や安全面といった利害関係を有する者から広く意見を聞くものであり、利害関係人の利益保護等の観点から重要な手続。 公聴会の期間(45日程度)は、公述人申込期間や公述人決定時の郵送に係る期間などを十分に周知して広く利害関係の人から意見を聴取するために必要な期間がほとんどであり、これらの手続の簡素化は困難。 なお、仮に公述人の申込みがなかった場合、公述人の選定及び決定に係る手続(通知書の郵送に係る期間を含む)が不要となり15日間程度短縮できるところ、可能な限り早期に許可することとしている。	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
30 旅行業法の適用除外									
038080	山口県 (ロボットタクシーに 係る追加共同提案 者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提 案に係る共同提案 者) 周南市 ㈱トキヤマ徳山製 造所 東ソー株南陽事業所 出光興産徳山事業 所 ㈱トキヤマロジスティ クス 長府工産㈱	地域資源を活用した新た なビジネス創出特区 「小さな観光点の活性化、 雇用創出、新たなエネル ギー活用」のための総合 改革拠点	旅行業法第3条、第7条、第11条の2	法人化している地域コミュニティ組織等が、 A.当該組織の構成員である運送業者や旅客 自動車輸送事業者の宿泊施設、運送機関を 利用した少人数の休憩型旅行の企画募集等 を行う場合 又は B.移住促進を目的として行う暮らし休憩ツア ー等の企画募集等を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とする。 又は ②旅行業法における下記事項については、適 用除外とする。 ・旅行業者取扱管理者の設置要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託 ※域内に少額な旅行企画に限定し、かつ地域 で責任を担保する体制を構築することにより、 消費者保護を図る。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業者に対し、営業保証金の供託義務、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。 こうした消費者保護のための各種規定については、旅行業者間の競争条件の公平性の観点からも遵守されねばならないものであり、その実現主体、旅行商品の内容に かかわらず、旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。 なお、日本再興戦略2016において、農家民宿など宿泊事業者等による着地型旅行商品の取扱いが広がるよう、旅行業法上の必要資格である旅行業務取扱管理者について、試験の簡素化等の見直しを、国家戦略特区での要望も踏まえ て検討し、所要の措置を講ずることとしたところである。	-	-	-	-
038130	山口県 (ロボットタクシーに 係る追加共同提案 者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提 案に係る共同提案 者) 周南市 ㈱トキヤマ徳山製 造所 東ソー株南陽事業所 出光興産徳山事業 所 ㈱トキヤマロジスティ クス 長府工産㈱	地域資源を活用した新た なビジネス創出特区 「小さな観光点の活性化、 雇用創出、新たなエネル ギー活用」のための総合 改革拠点	旅行業法第3条、第7条、第11条の2	誘致活動を行うNPO法人が「視察ツアー等の 企画募集等を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とする。 又は ②旅行業法における下記事項については、適 用除外している。 ・旅行業者取扱管理者の設置要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託 ※域内に少額な旅行企画に限定し、かつ地域 で責任を担保する体制を構築することにより、 消費者保護を図る。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする 法律であり、旅行業を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた 旅行業者に(以下、「登録者」といいます)営業保証金の供託義務、契約書面等の交付義務、 旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者 保護を図っている。 こうした消費者保護のための各種規定については、旅行業者間の競争条件の公平 性の観点からも、遵守されねばならないものであり、その実現主体、旅行商品の内容に かかわらず、旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。 なお、日本再興戦略2016において、農家民宿など宿泊事業者等による着地型 旅行商品の取扱いが広がるよう、旅行業法上の必要資格である旅行業務取扱 管理者について、試験の簡素化等の見直しを、国家戦略特区での要望も踏まえ て検討し、所要の措置を講ずることとしたところである。	-	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
067010	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服 【~移住者とつくる元気な地域~】	・旅行業法第2条	<p>ご提案の「移住体験ツアーリ」については、地方自治体(以下「A」とする。)において旅行に関する計画を、旅⾏者の募集のためこれらを実施するものであり、法第2条第1項第1号の規定による募集型企画旅行に該当する。募集型企画旅行における「報酬性」については、「企画旅行のように包括料金で取引されるものは、收受したて一旦事業者の収入として計上されるもので、報酬を得ているものと認められる」と考へている(旅行業法施行要領「第一-1」(「J」))。これは、運送契約者が、旅行業者より「自己の計算で運送業機関と契約を締結し、自己の計算で旅⾏者と契約を締結することを前提とする取り引きであるためである。(旅行業法第二条第一項第一号)」したがって、Aが旅行代金を一括徴収する場合、地方自治体が報酬を得て募集型企画旅行を実施しているものと認められる」と考へている(旅行業法施行要領「第一-1」(「J」))。これらは、運送契約者が、旅行業者より「自己の計算で運送業機関と契約を締結し、自己の計算で旅⾏者と契約を締結することを前提とする取り引きであるためである。(旅行業法第二条第一項第一号)」したがって、Aが旅行代金を一括徴収する場合、地方自治体が報酬を得て募集型企画旅行を実施しているものと認められる」と考へている(旅行業法施行要領「第一-1」(「J」))。</p> <p>小規模自治体が実施する、手配旅行(歟次等)により宿泊、宿泊代金等を組み合わせた移住ツアーリにおいて、参加者から割合報酬を得ない場合(参加者が支払料金として、実費のみを一括徴収する。)は、旅行業法の適用対象外とする。</p> <p>【補足】 本提案は、既に小規模な自治体が実施している移住体験ツアーリについて、主として参加者の利便性を向けて、移住体験ツアーリの参加者を公認や認定する行為を規制するもので、公的機関が実施することで公務不履行等による不利益が参加者側に生じることはないものと考えています。また、県内の移動等についても、バス事業者などの専門の事業者に委託することで、安全面での担保も可能と考えます。</p>	<p>ご提案の「移住体験ツアーリ」については、地方自治体(以下「A」とする。)において旅行に関する計画を、旅⾏者の募集のためこれらを実施するものであり、法第2条第1項第1号の規定による募集型企画旅行に該当する。募集型企画旅行における「報酬性」については、「企画旅行のように包括料金で取引されるものは、收受したて一旦事業者の収入として計上されるもので、報酬を得ているものと認められる」と考へている(旅行業法施行要領「第一-1」(「J」))。これは、運送契約者が、旅行業者より「自己の計算で運送業機関と契約を締結し、自己の計算で旅⾏者と契約を締結することを前提とする取り引きであるためである。(旅行業法第二条第一項第一号)」したがって、Aが旅行代金を一括徴収する場合、地方自治体が報酬を得て募集型企画旅行を実施しているものと認められる」と考へている(旅行業法施行要領「第一-1」(「J」))。</p> <p>方針、以下の(1)の方法で旅⾏者を募集する場合は、Aの行為は、募集型企画旅行に該当せず、また、(2)の方法で旅⾏代金を集⾦する場合には、Aが報酬を得ているものと認められないことから、いずれの場合においても、Aにおいて旅⾏業の登録なく、ツアーリを実施することが可能である。</p> <p>(1) イベント部分に限り募集する方法 旅行商品のうち、運送サービス及び宿泊サービスの提供を除く部分(食事会や休憩プログラム等、以下「イベント部分」とい)。について参加者を募集し、当該イベント部分についての料金を收受すること自体は、旅⾏業の登録がなくても実施可能であるとの判断がなされた場合に該当する。</p> <p>そのため、地方自治体等の旅⾏業者でない者であっても、他の旅⾏業者、運送事業者、宿泊事業者と連携して、イベント部分に限って直接販売し、募集廣告において「イベント参加者は○○社の運送、宿泊サービスを利用することができる」別途○○社に申し込みでいたくなどと記載して、運送サービス、宿泊サービスの提供について直接申し込んでもらうことで、旅⾏業登録がなとも、参加者に旅⾏を提供することができる。</p> <p>(2) 自治体等が全料金を受け取らず、現地払いとしてもらう方法 ア 自治体等は、イベント・運送・宿泊の3点セットにて、参加者を募集するが、費用は一切受け取らない。 イ イベント・運送・宿泊にかかる代金は、それぞれ、現地払いとする。 ウ 自治体等は、イベント実施者、運送機関、宿泊機関のいずれからも、手配料金相当のキックバックを受け取らない。</p>	-	-	-	-

31 摺磨灘における船舶の航行に係る規制の緩和

016010	兵庫県	摺磨灘における船舶の航行に係る規制の緩和	船舶安全法施行規則第1条第6項	<p>船舶の航行区域には、波高や陸岸からの距離により、平水区域、海浜区域、近海区域及び遠洋区域の4つの区分がある。これらの区域に応じ、安全基準(船体の強度、浸水や転覆の危険性、防災・消防設備、救命装置等)を設定して、船舶の安全性を確保している。</p> <p>平水区域は、湖、川、港内、陸や島に囲まれた海域など、年間を通じて静穏な海域であることを各都道府県が定めている。摺磨灘には、波やうねりの発達を妨げる島が無いため、海地を細分化してより平水区域の基準に適合する水域は存在しておらず、摺磨灘を通過することができるより細かな区域設定はできない。</p> <p>波高に関する平水区域の基準 : 平常時 0.2m 以下、荒天時 1.0m 以下 波高に関する平水区域の基準 : 平常時 0.29~0.56m、荒天時 1.10~1.72m</p> <p>海面の気象・海象は、ある年を見れば時間の経過に伴い変化しかかる。その年の時期によって現れる気象・海象の傾向を年に上り更動する。これによると、過去の波高に関するデータを十分に蓄積して評価する必要があるため、10年分の連続した波高データを分析し、年間を通して静穏な海域であることを平水区域の条件の一つとして、平常時及び荒天時とも基準に適合しているかを判断している。</p> <p>なお、「平水区域から2時間以内に往復できる沿海区域」については、沿海区域の船舶の安全基準を緩和している。この制度を活用する上にあり、平水区域の船舶が、多くの改修が必要となる場合があるものの、沿海区域の一部(摺磨灘)を航行する上にかかる負担が少ないため、船舶の航行区域を安全基準を緩和する場合は、要望者より情報を提供いただければ、確認した結果、現在の構造・設備の変更の要否と変更が必要な場合の変更内容をお伝えができる。</p>	<p>右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。</p>	<p>溝戸内海の波浪については、土木学会等でも論文が発表されるなど研究がなされている。 土木学会論文集(海岸工学)Vol.6 No.1, 2010 「溝戸内海における波浪推算に基づく確率波高の推定」 これらのデータから、摺磨灘は、大阪湾に比べても、むしろ海面が穏やかであると論じることも可能。</p> <p>但し、摺磨灘の測定データが示されていないため、摺磨灘が平水区域の基準に適合しないとしたこれらの波高データについて、そのデータの出典、観測方法を明らかにするとともに、大阪湾等の他の平水区域のデータとの比較、さらに詳細なエリア別、時期ごとの観測データ等についてお示しいただき、再検討願いたい。</p>	<p>兵庫県が引用している論文は、台風などを含め過去50年間で発生した最大の波高を記しているものの、最大波高がその海域の厳しさ、稳やかさを代表するものではない。</p> <p>平水区域の設定にあたっては、海域の年間を通じた波高のデータをもとにした平均値を用いている。摺磨灘については、別途の海象であると評価されており、平水区域の基準と比較すると平水区域を設定することはできない。</p> <p>なお、「平水区域から2時間以内に往復できる沿海区域」については、沿海区域の船舶の安全基準を緩和している。この制度を活用することにより、平水区域の船舶が、多くの改修が必要となる場合があるものの、沿海区域の一部(摺磨灘)を航行する上にかかる負担が少ないため、船舶の航行区域を安全基準を緩和する場合は、要望者より情報を提供いただければ、確認した結果、現在の構造・設備の変更の要否と変更が必要な場合の変更内容をお伝えができる。</p>
--------	-----	----------------------	-----------------	---	------------------------------	--	--

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理者 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
32 國際フィーダー船の新造時の納付金の免除								
021010	兵庫県	国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の国際フィーダー船の新造時の納付金の免除	内航海運組合法第8条	地方港一阪神港間を運行する国際フィーダー船については、納付金を免除すること。	内航海運暫定措置事業は、日本内航海運組合総連合会が実施する事業であり、本事業に係る累積債務が同連合会にある現状において、ご提案の「地方港一阪神港間を運航する国際フィーダー船について納付金を免除」することは困難である。 なお、開議決定に基づく暫定措置事業の早期解消に向けた新たな納付金収入の確保を図っていくことを大前提としつつも、内航海運組合は、国際フィーダー船輸送のコスト競争力を確保するために、2,500DWT以上の大型フィーダー専用コンテナ船の建造等について特例的に減免を認めている。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	特別措置として2,500DWT以上の大型フィーダー専用コンテナ船の建造等納付金については減免が認められているが、本県管理港湾から阪神港への内航フィーダー貨物の海上輸送には、取扱貨物量から最大でも1,400DWT程度のコンテナ船でより減免の対象にもなっていない。 国際コンテナ戦略港湾政策は、国、港湾管理者、民間が協働で推進しており、さらに「阪神港」への集貨の促進を図るために、集貨に寄与するすべての船舶についての納付金の免除が必要であると考えられるため、対処を検討頂きたい。	内航海運暫定措置事業については、日本内航海運組合総連合会が事業運営主体となり、船舶を運航する際の納付金により解散する際の交付金を支払う実施するものであるが、「規制・制度改革による対応方針」(平成22年6月18日閣議決定)に基づき、事業の早期解消を求められたことを受け、H27年度を以て交付金制度が終了。今後は累積債務約330億円(H27年度末時点)を納付金で返済する必要がある。 このような状況下において特定の港への納付金の免除を行うことは、同事業の早期解消を阻害するものであることから、これを認めるることは困難である。
33 液化水素の海上輸送に係る基準の制定								
038220	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 (ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 株式会社トキタマ悠山製造所 東ソーラン陽事業所 出光興産株式会社 株式会社エフ・クレス 長府工農㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 (「小さな島の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点)	船舶安全法	液化水素の陸上輸送に準じた新たな基準の早期制定	液体水素を含む危険物を海上輸送時の安全基準は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」(昭和32年8月20日運輸省令第30号)及び関連告示に規定している。液化水素輸送コンテナを活用して海上輸送等を行ふ場合には、同規則及び関連告示における「ホータブルタンク」の安全基準が適用される。	-	-	-
34 個人所有のスーパーヨットに関する関連手続きの緩和								
057010	株式会社COAST NPO法人沖縄新事業 支援機構 Super Yacht Logistics 株式会社エフ・クレス ト	「スーパーヨット特区」を 軸とした地域振興	船舶法第3条	1-1. カボタージュ規制の部分的緩和 カボタージュ規制を全般的に規制緩和する必要はないが、スーパーヨット等の小型船舶によるチャーターカルーズ事業は日本国内に現在していないため、カボタージュ規制で保護すべき国内業者がいないこの分野に限定した規制緩和を提案。 現船舶法では「日本船舶」と「それ以外」の区別しかないが、「それ以外」の外国籍船において商用と個人所有船(プライベート)を区別する新たな措置を取ると共に周知する体制も整える。 例:個人所有船舶によるカーリーズサービスを提供できる人数を30名に緩和。但に最大24人、12ヶ月以内等と制限。商用工船リースサービスを行なう商業業者を優遇する制度とする。 このため、カボタージュ規制は、今後も緩和として堅持する方針としており、海洋基本計画(平成25年4月閣議決定)においても、その旨を明記しているところである。 このようにカボタージュ規制は、船舶の種類若しくは大きさ又は商用若しくはプライベートの別に関わらず同じである。	外国籍船であっても、当該船舶の所有者若しくは運航者若しくはこれらの者の従業員又はこれらの者の家族を、運賃を徴收しないで、乗船させる場合に限っては、速やかに、沿岸輸送特許を付与し、日本国内の輸送を認めているところである。 しかしながら、自国内の物資又は旅客の輸送を自己国籍船に限ることとするカボタージュ規制につけては、現行的な制度を改立した制度である。 これは、安価な輸送料点から、日本の充立基盤である産業物資・生活物資や旅客の自国内輸送について、菅原船の及ぶ日本国籍船(日本船舶)によることを確実であるという考え方である。	-	-	-
057020	株式会社COAST NPO法人沖縄新事業 支援機構 Super Yacht Logistics 株式会社エフ・クレス ト	「スーパーヨット特区」を 軸とした地域振興	船舶法第3条 開港法第15条 出入国管理及び難民認定法 第57条	1. 入国法規準備の手続きを迅速且つワンストップ化 外国籍のスーパーヨット等が日本国内において容易に入国・運行することができるよう、全ての必要な入国法規準備の手続きを迅速・簡易にして、複雑作業の軽減とワンストップ化を検討するとともに、それを周知する体制を整える。 ※クルージングバーミット制度は米国等でも導入されている制度で、日本に導入することでスーパーヨットによる経済効果が島嶼地帯にも及び、離島振興対策が可能。	外国籍船が不開港場に寄港する場合は、不開港場における安全確保等の観点から国土交通大臣の特許・不開港場寄港特許が必要である。 当該特許の申請に当たり、奇谷港を複数ある場合には、一律にまとめて申請する。また、船舶の登録港は原則として、船舶の登録港と同一の登録港を有する船舶者が容易に不開港場寄港特許の申請手続を行えるよう必要な情報を提供するための日英併記のウェブサイトを開設し、同ウェブサイト上で申請書を作成できるようにするなど、申請者の負担軽減を図った。	-	-	-

12【国土交通省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
35 超小型モビリティの保管場所の緩和								
002030	(非公表)	超小型モビリティのさらなる普及促進に向けて	自動車の保管場所の確保等に関する法律 第3条、第5条	ミニカー(原付4輪自転車・全長2.5mx全幅、1.3mx全高2.0m以下)ならば車庫法適用除外となるものに対し、現行の認定制度下の同サイズの超小型モビリティには車庫法が適用され、超小型モビリティならではの狭小地の有効活用という特徴がある。本件、車庫法の適用有無は車両価値で判断すべきであり、ミニカーと同サイズの超小型モビリティに対してはミニカー同様、車庫法適用除外を希望する。	自動車の保管場所の確保等に関する法律は、自動車の保有者等に対して、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的として、自動車の保管場所を確保することを義務付けたり、超小型モビリティを含む「軽自動車」の保有者に対して、道路上の場所に放置することによって生ずる障害を考慮して、保管場所の届出義務を課しているものであるところ、軽自動車に該当するものについては、同法の適用対象から除外することは困難である。 なお、確保すべき保管場所の大きさは、当該自動車の全幅を収容することができればよいこととされており、超小型モビリティについては、狭小地の活用が可能と承知している。	-	-	-
36 ロボットカー(無人運転)に係る賠償責任の適用								
061010	(非公表)	(非公表)	道路交通法第70条、1949年ジュネーブ道路交通条約 第8.1条、第8.5条	特定区域においては、管轄センターの運行管理者を運転者とする。 もしくは、運転者を不要とする。 併せて、いずれの場合も自動車損害賠償保障法も適用されることとする。	現行法上、次の条件を満たせば、場所や時間にかかわらず、ハンドルやアクセルがない車両を含め、公道実走実験を行うことは可能であり、道路交通法上は、許可申請や届出等の手続は不要である。 ・公道実走実験に用いる車両は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令別紙第1号)によるものとする。(場合第1表第1項)又は第56条第4項に定める限り、規定の特殊な車両とするものとする。 ・運転者となる者(客等であることも可能)が実走車両に乗車して、周囲の道路交通事故状況や車両の状態を監視し、緊急時等には必要な操作を行うこと。 ・道路交通法令を遵守して走行すること。 なお、我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号、いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な運転者に係る義務について規定しており、道路交通法を含む国内法令においてこれと異なる規定を置くことやれど異なる扱いを行なうことは許容されない(同条約については、現在、我が国が加入していないのである)。 【車両の運行管理について】管轄センターを設置する運行管理者を行うとの提案については、管轄センターにおいて車両を制御する者が遠隔操縦システムから得られる情報の程度等を含めシステムの具体的な内容に応じて、ジュネーブ条約、道路交通法等との整合性について判断することとなる。 また、道路交通法第4条と整合させつつ、技術面における一定の安全性を認められた車両等を前提として、その運行方法を定めるものであるところ、車両等について技術的な基準を検討することなくして上述以上に運転者の義務を緩和することは困難である。 なお、日本自動車戦略2016においては、いわゆる「レベル4(完全自動走行)」の実現を目標といため、「電動化・情報・ロードマップ2016(平成28年5月)」の総合戦略「基本方針」に基づき、2017年を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスによる公道実験を実現すべく、車内に運転者が不在であっても遠隔装置を通じた監視等や、ハンドル及びアクセルの無い自動運転基盤による走行などが、公道における実証実験として可能となるよう、速やかに所要の措置を講ずることとしたところである。	-	-	-